

社会福祉法人太田市社会福祉協議会 ボランティアグループ活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、太田市内に活動拠点を置き、かつ、太田市域内で社会福祉を目的として活動するボランティアグループに対して、この要綱の定めるところにより、予算の定める範囲内において、その活動費の一部を助成し、もって、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成対象は社会福祉法人太田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）にボランティアグループとして登録をし、かつ、1年間以上活動しているボランティアグループとする。

2 助成対象は、福祉分野の活動で次に掲げるものとする。

- (1) 障がい（児）者、高齢者へのボランティア活動に要する経費
- (2) 社会福祉施設等へのボランティア活動に要する経費
- (3) 児童の健全育成に関わるボランティア活動に要する経費
- (4) 手話、朗読、点字等の技術習得のための経費
- (5) 学習会、講習会、研修会等の実施に要する経費

3 助成金は次に掲げる経費に充当してはならない。

- (1) 会員の飲食にかかるもの。
- (2) 会員の賃金等に相当するもの。

(助成金基準)

第3条 助成金額は、当該年度の予算範囲以内で上限を10,000円とし、第2条第2項に掲げる経費の1/2以内とする。

(申請)

第4条 助成金の支給を受けようとするボランティアグループの代表者は、下記書類を本会事務局に申請するものとする。

ボランティアグループ活動助成事業申請書（様式第1号）

ボランティアグループ事業計画書（様式第2号）

ボランティアグループ収支予算書（様式第3号）

ボランティアグループ会員名簿

ただし、事業計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）は、ボランティアグループの事業計画書、収支予算書に置き換えることができる。

(決定)

第5条 社会福祉法人太田市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）は、前項の申請書の提出を受けたときは、審査の上、補助金額及び交付時期を決定し、その旨をボランティアグループ活動助成金交付決定通知書（様式第4号）により通知する。

2 会長は、助成金の目的に反する時は、助成金の一部、または全額の返還を命ずることができる。

(実績報告)

第6条 助成金を受けたボランティアグループは、助成事業完了の日後60日以内に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) ボランティアグループ事業実績報告書（様式第5号）

(2) ボランティアグループ事業報告書（様式第6号）

(3) ボランティアグループ収支決算書（様式第7号）

ただし、ボランティアグループ事業報告書（様式第6号）、ボランティアグループ収支決算書（様式第7号）は、ボランティアグループの事業報告書、収支決算書に置き換えることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月27日から施行する。

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。